

「ワーク・ライフ・インテグレーション宣言」

当行では、平成 20 年に「ワーク・ライフ・バランス宣言」を行い、職員が仕事と生活の調和を図り、充実した人生を送るため、これまでさまざまな支援策を講じて参りました。

法定を上回る育児休業制度、短時間勤務制度、再雇用制度など、一生涯の勤続を可能にする基礎的諸制度の整備や、業務効率化・時間管理の徹底による平均退行 19 時の定着、各種福利厚生手当の充実を通じて、ライフスタイルの選択肢を広げるとともにその質の向上にも努めて参りました。

その結果として、平成 20 年に厚生労働省より山口県初の「次世代育成支援対策法基準適合事業主」として認定を受けたことをはじめ、平成 23 年には山口県より「やまぐち子育て応援優良企業表彰」を受賞し、ワークライフバランスの普及を担う代表的企業として広く認知されています。

しかし、今後も私たちが充実した人生を送っていくには、当行のみが単独で環境整備を進めても、十分な成果は得られません。

人口減少、少子高齢化が進む山口県経済を、時にはリーダーとなって、時には産学公金コーディネーターとして活性化して行くことが不可欠です。

そのためには、職員一人一人が自ら積極的にスキルアップを図り、幅広い知識と先見性、実行力を兼ね備えた精鋭を目指して行くことが必要です。

ここにおいて当行は、今年度を「人材教育元年」と位置づけ、平均退行時間 18 時 30 分への挑戦他、様々な支援策を通じてワーク（仕事）とライフ（生活）の融合による双方の充実を目指し、「ワーク・ライフ・インテグレーション」を推進することを宣言します。

積極的に勉強する風土を確立し、積極的にセルフスキルアップを目指す組織への転換を図り、お客さまが何を必要とし、何を求められているのか、コミュニケーション能力と提案力を強化し、高い次元の満足度を提供する銀行を目指します。

平成 26 年 4 月
株式会社西京銀行
取締役頭取 平岡英雄